

神奈川県企業庁工事等写真管理基準

(適用範囲)

- 1 この写真管理基準は、企業庁で行う工事等の写真（電子媒体によるものを含む）に関するものに適用する。

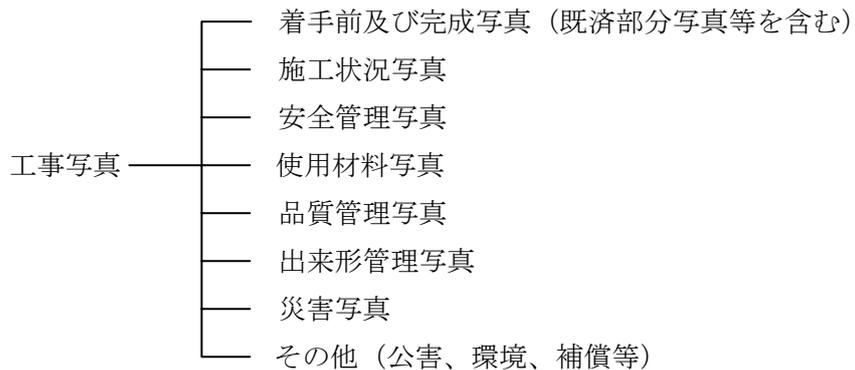
(工事写真の撮影方法)

- 2 工事写真の撮影方法を、フィルム式（※APSを含む）又は、電子媒体によるものとするかの選定は、工事着手前に監督員と請負者の協議により決定する。

※A P S : Advanced Photo System の略で 24mm 巾の小型カートリッジフィルムを使用する撮影方法。

(工事写真の分類)

- 3 工事写真は、次のように分類する。



(工事写真の撮影基準)

- 4 工事写真の撮影は、以下の要領で行う。

(1) 撮影頻度

工事写真の撮影頻度は、各仕様書等及び監督員の指示によるものとする。

(2) 撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図
- ⑦ 撮影年月日、施工業者名

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

(写真の省略)

5 工事写真は、次の場合に省略できるものとする。

(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整理できる場合は、撮影を省略できるものとする。

(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を細別ごとに1回撮影し、後は撮影を省略できるものとする。

(撮影の色彩)

6 写真は、カラーとする。

(写真の大きさ)

7 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。

(1) 着手前、完成写真等は、キャビネ版又はパノラマ写真(つなぎ写真可)とすることができる。

(2) 監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。

(工事写真帳の大きさ)

8 工事写真帳は、原則としてA4版とする。4切版のフリーアルバム等を使用するときは監督員の承諾を得るものとする。

(工事写真の提出部数及び形式)

9 工事写真の提出部数及び形式は、次によるものとする。

工事写真帳としての提出部数は工事検査用1部と、工事の種類により原本の提出と合わせて、監督員の指示によるものとする。

(1) 原本としては、ネガ(APSの場合はカートリッジフィルム)又は電子媒体とする。

(2) 電子媒体は、CD-Rを原則として、これ以外の電子媒体の場合については、監督員の承諾を得るものとする。

(3) 電子媒体の記憶画像ファイル形式はJPEG形式(非圧縮～圧縮率1/8まで)を原則とし、これ以外による場合には監督員の承諾を得るものとする。

(工事写真の整理方法)

10 工事写真の整理方法は、次によるものとする。

(1) 工事写真の原本をネガで提出する場合は、密着写真とともにネガアルバムに撮影内容等がわかるように整理し提出する。APSのカートリッジフィルムで提出する場合は、カートリッジフィルム内の撮影内容がわかるように明示し、インデックス・

プリントとともに提出する。

電子媒体で提出する場合は、撮影内容がわかるように写真一覧（コマ撮りにしたものを）を添付するものとする。

（２）工事写真帳の整理については、工種毎に各仕様書等及び監督員の指示によるものとする。

（留意事項等）

11 工事写真撮影箇所及び頻度について、次の事項を留意するものとする。

（１）撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督員の指示により追加、削除するものとする。

（２）不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。

（３）撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等をアルバムに添付する。

（４）電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。（※有効画素数 100 万画素程度、プリンターはフルカラー300bpi 以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで 5 年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。）

※80 万画素×、130 万画素◎、200 万画素○、300 万画素×

（５）撮影箇所の指定がない工種については、類似工種を準用するものとする。

附 則

本基準は、平成 19 年 4 月 1 日以降の工事に適用する。

ただし、電子媒体による写真については、電子納品とする。